

答 申 第 4 4 号
平成24年11月1日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成24年10月18日付佐市
資産第570号により諮問がありました固定資産税納税義務者情報の目的外利用について
は、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。